

放課後児童クラブ魅力発信事業 業務委託仕様書

本仕様書は、「放課後児童クラブ魅力発信事業」の委託を行うため、福岡県と受託者が業務委託契約を締結する場合に必要な基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 委託事業名

「放課後児童クラブ魅力発信事業」委託業務

2 契約期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）

3 目的

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の登録児童数が増加するなか、クラブにおける人材確保を支援するため、クラブの魅力や現場で働く放課後児童支援員（以下「支援員」という。）のやりがい等を発信する動画を制作し、YouTube や県ホームページ等に掲載することで支援員という職業の認知度及び魅力の向上を図る。

4 業務概要

(1) 動画制作

①企画

- ・視聴者がクラブへの就職に興味を持つような動画を企画すること。
- ・動画視聴者の主なターゲット層は、子育てサークルやファミリー・サポート・センター事業会員等の子育て経験者や、結婚・出産を機に退職した保育士や教職員、支援員の有資格者とする。
- ・上記のターゲット層への訴求効果を高めるため、著名人やインフルエンサーを起用すること。

※提案した企画がなぜ主なターゲット層に訴求するのか、分析や趣旨を加えて提案すること

※起用する著名人やインフルエンサーを具体的に提案すること

②構成

以下の項目で動画を構成すること。

- ・クラブの魅力の紹介
- ・現場で働く支援員の声、やりがいの紹介
- ・支援員の処遇改善の状況
- ・県が運営する就職マッチングシステムの紹介

※動画の構成を具体的に提案すること

③動画時間

動画の時間は5分程度とし、項目ごとにチャプターを作成すること。

④撮影

①及び②に基づき、動画制作に必要な映像や写真の撮影を行うこと。なお、以下の内容は委託業務に含むものとする。

- ・資料や素材の収集
- ・肖像権及び著作権の許諾等必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に必要な費用

⑤動画の編集

- ・撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽やナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。
- ・納品までに県から複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

⑥動画サムネイル

動画視聴者の目を惹くようなサムネイルを作成すること。

⑦動画の規格

- ・画角は16:9とし、HD画質とすること。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等の一般的な端末で表示可能なものとする。
- ・YouTubeに掲載可能な保存形式とすること。

(2) 広報業務

①SNS 広告の企画

以下の媒体を活用し、(1) で制作した動画を掲載する県ホームページ等への誘導として効果的かつ効率的な広告手法を提案すること。なお、広告素材の作成は委託業務に含むものとする。

- ・YouTube
- ・Instagram
- ・Facebook
- ・X (旧 Twitter)
- ・LINE
- ・TikTok など

②広告期間

令和7年11月～令和8年1月 (3か月間)

③SNS 広告の運用・管理

- ・広告掲出数、インプレッション数及びクリック数について、目標の数値を提案すること。
- ・効率的な広告運用のため、動画視聴者の主なターゲット層を考慮したターゲティング設定等を行うこと。
- ・月ごとに広告の運用状況 (インプレッション数やクリック数等) を測定・分析し、結果を県に報告するとともに、目標未達の場合は広告手法を見直すこと。

④SNS 広告のほか、委託業務の目的の達成に有効な広告を展開すること。

5 成果物の納品

以下のとおり成果物を納品すること。

(1) 動画制作

成果物：制作した動画（完成版）及びサムネイルの電子データ

納 期：令和7年10月24日（金）

(2) 広報業務

成果物：制作した広報素材の電子データ及び運用結果報告書

納 期：令和8年2月27日（金）

6 成果物の権利の帰属

- ・本業務により新たに制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとし、県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。
- ・業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- ・成果物に第三者が著作権を持つ素材等を利用する場合には、受託者が予め著作権者の承諾を得て利用を行うこと。
- ・受託者は県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

7 その他

- ・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- ・受託者は、契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い、決定すること。
- ・企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- ・業務の実施に当たっては、データの漏えい、滅失及び事故等の予防並びに個人情報の管理に十分注意するとともに、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。また、関係法令を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。